

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和6年12月5日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和6年12月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 水谷 正行
2番 伊藤 忠司
3番 糴 己紀男
4番 横井 善彦
5番 花井 一好
6番 白木 悟
7番 岡村 なつ枝
8番 岡村 昇
9番 白木 斉

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

伊藤 恒久
伊藤 正人
加藤 英二
伊藤 守

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画の公告について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議 長

今日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は伊藤正樹推進委員の1名です。

よって出席委員は、農業委員9名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議 長

次に、書記の指名を行います。

書記には、中山事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

それでは、中山事務局長 よろしくお願ひ致します。

議 長

只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

(午後7時03分 開会)

議 長

農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、糠己紀男委員、花井一好委員にお願ひ致します。

ご両名の方、よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画の公告について

以上の2議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局

総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

事項書2ページ「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は [] m²です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

申請番号 5-3 については [] としての転用となりま

す。隣接地の状況は、北が■■■■、西が■■■、南が■■■、東が■■■です。雨水排水は、■■■の既設道路側溝へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地となりますが、当該申請内容は隣接する既存施設の拡張で既存施設の敷地面積の1/2を超えないことから農地法施行規則第35条第5号の不許可の例外であると考え、転用可能と判断させていただきます。

続いて事項書3ページの「議案第2号 農用地利用集積計画の公告について」説明させていただきます。申請件数は12-1から12-3の3件、計12筆の10,593㎡です。賃貸借内容、各土地の所在等は3ページから4ページまでに記載のとおりでございます。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[休会 午後7時6分]
(申請書回覧)

議 長 それでは、申請書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後7時16分]

議 長 「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「5-3」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「伊藤正樹委員」ですが、本日欠席ですので事務局よりお願いします。

事務局 伊藤正樹委員が本日欠席ですので、意見書に記載の内容を読み上げさせていただきます。意見書には問題ないと記載していただいています。以上です。

議 長 次に農業委員の「花井一好委員」のご意見をお願いします。

花井一好委員 問題ないと思います。

議 長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

水谷正行委員
事務局 申請地は第1種農地であるが、転用可能となる理由を詳しく願います。

農地には農地区分がありまして、第1種、第2種、第3種等ありますが、第3種は基本的には転用可能、水谷委員が言われますように第1種は転用不可となっています。第1種農地であっても例外的に許可ができる、不許可の例外といわれるものがあります。今回の申請地のように隣接する既存施設の拡張については不許可の例外にあたります。ただし、既存施設の1/2を超えないものに限られますが、今回の申請地はこの範囲内になりますので転用可能と判断できます。

白木悟委員 議長、休憩としてください。

議 長 暫時休憩とします。
〔 休会 午後7時23分 〕

議 長 それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。
〔 開会 午後7時26分 〕

議 長 それでは、次に「議案第2号 農用地利用集積計画の公告について」、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

（ 特になし ）

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「5-3」について許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手全員 ）

議 長 ありがとうございました。
挙手全員により、「5-3」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

議 長 次に、「議案第2号 農用地利用集積計画の公告について」原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございました。
挙手全員により、「議案第2号 農用地利用集積計画の公告について」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 以上で本日の議題の審議は全て終了致しました。
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7時28分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和6年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員